

第14回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成20年5月20日(火)午後1時40分～午後3時45分
- 2 場 所 長野県庁西庁舎 110号会議室
- 3 出席者
(委員) 竹内会長、岡田委員(途中から)、神田委員、平田委員
(事務局) 山本課長、渡辺課長補佐、若狭課長補佐、草間係長、伊藤係長、小林主任
- 4 議 題
(1) 前回継続意見聴取案件の審議
(2) 新規意見聴取案件の審議
(3) その他
- 5 議事経過
(1) 4月24日(木) 各委員へ事務局から継続案件及び新規案件資料を事前送付、
～5月13日(火) 各委員は資料を検討の上、事務局へ疑問点等の呈示
(2) 5月20日(火) 審議会の開催 (別紙:概要のとおり)
(3) 5月21日(水) 審議結果を意見案として事務局から各委員へ送付、各委員の
～6月 2日(月) 検討結果を意見にとりまとめ、実施機関へ通知

(別紙：概要)

事務局： 開会に先立ちまして、四月の組織改正等がありましたので御紹介申し上げます。
課の名称でございますが情報公開・法務課でしたが、四月より教育委員会から私立学校の事務が当課に戻って参りまして課の名前も情報公開・私学課となりました。私は情報公開・私学課長の山本高明でございます。

(引き続き、事務局の自己紹介)

事務局： この会議は過半数の出席をもって成立することとなっておりますので、岡田委員さん、古田委員さんがまだいらっしゃいませんが定足数に達しておりますので開会させていただきます。

会 長： ただいまより第14回個人情報保護運営審議会を開催いたします。初めに継続意見聴取案件の報告と審議、その後、新規意見聴取案件の報告と審議という順番で行います。
森林政策課の案件を説明してください。

事務局：(案件番号88番、89番、関連する新規分の20番について資料に基づき説明)

(岡田委員着席)

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。承認でよろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： 次のこども・家庭福祉課の案件を説明してください。

事務局： (案件番号90番について資料に基づき説明)

会 長： 何か御意見はありますか。

委 員： 借金の整理手続きとしては自己破産以外にも、個人再生や任意整理があるが、他の手続も同様に扱って行きたいということか。

事務局： 小規模の個人再生なども同様に扱っていくということです。

委 員： 委任状の写しを必ず添付させる主旨の説明があったが、金融機関などの他の債権者だと、弁護士、司法書士あての委任状の写しまでは要求をしてないケースが多い。この案件では慎重を期して委任状の写しを求めるということか、それとも

不可欠ということか。

事務局： 委任状の写しを付けたほうが、事務手続き上の間違いがないということで、そのような手続をしています。

会 長： 他に御意見はございますか。なければ、承認ということによろしいですか。

（各委員：同意）

会 長： 次に食品・生活衛生課の件を説明してください。

事務局： （案件番号 9 1 番について資料に基づき説明）

会 長： 御意見、御質問ございますか。承認ということによろしいですか。

（各委員：同意）

会 長： 次は保健厚生課の件を説明してください。

事務局： （案件番号 9 2 番から 9 6 番、1 2 9 番について資料に基づき説明）

会 長： 御意見、御質問ございますか。よろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会 長： 次は人事課以下の人事関係の案件を説明してください。

事務局： （案件番号 9 7 番から 1 2 6 番について資料に基づき説明）

会 長： 御質問、御意見等ございますか。よろしいですか。

（各委員：同意）

会 長： では承認します。続いて人事委員会事務局の案件を説明してください。

事務局： （案件番号 1 2 7 番について資料に基づき説明）

会 長： いかがでしょうか。よろしいですか。

（各委員：同意）

会 長： 承認します。次は、行政改革課の案件を説明してください。

事務局： （案件番号128番について資料に基づき説明）

会 長： いかがでしょうか。承認でよろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会 長： 以上で、継続分は終わります。次に新規意見聴取案件を審議します。最初に消防課の案件を説明してください。

事務局： （案件番号1番から6番について資料に基づき説明）

会 長： 御意見はいかがでしょうか。

（各委員：同意）

会 長： それでは承認とします。次に人権・男女共同参画課の案件を説明してください。

事務局： （案件番号7番、8番について資料に基づき説明）

会 長： この件についてはいかがでしょうか。

委 員： 16歳以上の年齢のかたの住所と氏名の情報提供を市町村から受けて調査票を送付し回答を求めるという事ですが、16歳の少年・少女が人権の意味を正しく理解しているかどうかということがありますので、人権をよりわかりやすい言葉に置き換えていいのではないかと思います。

また、対象者の個人情報につきましては市町村から情報収集させていただきましたというように明記されてる点ですが、個人情報といいますが自分の情報について何を収集されたのか、むしろ疑念を抱かせると思いますので、住所・氏名等につきまして情報収集しましたと、端的に書いたほうがよいと思います。

会 長： それは、意見ということでよろしいですか。

委 員： はい。

会 長： 続いて発言をどうぞ。

委 員： 収集率ですが何割ぐらいの収集ができればおおむね正確なところが把握できる

のかお尋ねしたい。

事務局： 人権・男女共同参画課では2,000人くらいを目途としています。従いまして、3,000人の3分の2くらいの収集率で、2,000人くらいから回答がありますとある程度の高い精度のものが収集できると考えているそうです。

委員： 私たちが調査用紙をいただいた時に、本当に熱意があって意識調査をしているのではなく、ただ形式的にやっていると感じることがあります。
ですから、調査実施者が県民の意識を把握して、アクションを起こしたいという熱意が伝わるように「ぜひ御回答お願いします。積極的に御回答お願いします。」というような事を付け加えてください。

会長： 調査票に同封する調査ご協力のお願いの表記について、「個人情報」ではなく、具体的な収集項目（氏名、住所等）を明示することを審議会の意見としてください。

また、「人権」の意味をわかりやすい文章で説明してはどうかという発言と調査依頼文の中で積極的な呼びかけをするという発言があったことを担当課に伝えてください。

この件についてはよろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会長： 次の案件を説明してください。

事務局： （案件番号9番、10番について資料に基づき説明）

会長： 御意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会長： 承認とします。次に市町村課の案件を説明してください。

事務局： （案件番号11番から17番について資料に基づき説明）

会長： 御意見はいかがですか。よろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会長： それでは承認とします。次、労働雇用課の件について説明してください。

事務局：（案件番号18番から19番について資料に基づき説明）

会長： よろしいですか。

（各委員：同意）

会長： 承認します。

会長： 次の20番は冒頭で審議しましたので、21番からの建築指導課の件を説明してください。

事務局：（案件番号21番から28番について資料に基づき説明）

会長： 御意見ありますか。よろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会長： 承認をお願いします。次に、園芸畜産課の件を説明してください。

事務局：（案件番号29番について資料に基づき説明）

会長： 御意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会長： 承認します。次は事業課の件を説明してください。

事務局：（案件番号30番から32番について資料に基づき説明）

会長： よろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会長： 承認とします。次に文化財・生涯学習課の案件を説明してください。

事務局：（案件番号33番について資料に基づき説明）

会長： いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会 長： 承認いたします。次に、教育総務課の説明してください。

事務局： （案件番号34番について資料に基づき説明）

会 長： 御意見、御質問よろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会 長： 承認します。健康づくり支援課の案件を説明してください。

事務局： （案件番号35番から36番について資料に基づき説明）

会 長： この案件についての御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会 長： 承認します。

以上で本日の案件はすべて終了です。

前回の会議録が事前に委員の皆さんにお送りしてあります。記載内容について御意見がありませんでしたらこの内容で確定させていただきます。

次回は7月30日の午後1時30分から県庁の会議室で開催いたします。

事務局： 特別職の職員等の給与に関する条例の改正でございまして、知事等の特別職の給料が引き下げになりました。それに伴いまして、当審議会の報酬も従来の13,500円から12,800円になりました。御理解いただけますようお願いいたします。

会 長： 条例で決まったことですので承諾します。

それでは今日の審議はすべて終了します。ありがとうございました。

以上